

## 令和8年度美祢市団体旅行誘致事業助成金交付要綱

### 《事業の目的》

第1条 団体観光客の更なる誘致促進を図るため、新たな誘致対策が必要である美祢市への観光旅行に対し旅行会社を対象とした旅行商品造成支援を行い、旅行商品の造成及び販売を促進することを目的とする。

### 《助成対象者》

第2条 事項の助成条件を満たし、旅行業法（昭和27年法律第239号に）基づき旅行業の登録を受けたで、かつ日本国内の事業所（旅行会社）であること。

### 《助成条件》

第3条 以下の要件を満たし、事前に一般社団法人美祢市観光協会会長（以下会長といいま）に助成金を申請し、会長が承認した旅行商品を対象とします。

- (1) 旅行会社が企画する募集型企画旅行及び受注型企画旅行であること。（但し、募集型企画旅行・受注型企画旅行以外であっても会長が妥当と認める企画についてはこの限りではない）
- (2) 実施期間 令和8年10月1日～令和9年2月28日までの間にツアーの催行が完了すること。
- (3) 事前に企画書（又は商品造成に係る事前相談）を提出していただき承認を受けること。
- (4) 美祢市内の宿泊又は有料観光施設2ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- (5) 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上（乗務員・添乗員は含まない）であること。
- (6) 旅行の出発及び帰着は美祢市外であること。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
  - ア) 企画された団体旅行が観光目的ではないもの。  
（宗教、政治、興業、大会への参加を目的にするもの、ならびに公序良俗に反する内容と判断されるもの）
  - イ) 学校行事（修学旅行、社会見学）として実施する教育旅行。
  - ウ) 発注元が宗教・政治を目的とする団体。
  - エ) その他、会長が不相当と認めるもの。

### 《助成金額》

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について以下のとおりとする。

（ただし、1社または1支店・1営業所あたりの限度額は、原則として10万円まで）

#### ■助成条件及び助成金額

助成要件	助成金額
美祢市内の宿泊	バス1台につき ￥30,000
秋芳洞入洞+有料観光施設1ヶ所以上組み込み	バス1台につき ￥25,000
秋芳洞以外の有料観光施設2ヶ所以上組み込み	バス1台につき ￥20,000

秋芳洞入洞証明・秋芳洞以外の有料観光施設の観光施設利用証明書・又は美祢市内の宿泊利用証明書。  
各証明書は助成金申請の際必須。

#### ■対象となる美祢市内の主な宿泊・有料観光施設

宿泊施設	美祢グランドホテル・天宿の杜桂月・秋吉台国際芸術村・レドンド秋吉台 体験民宿ほっとビレッジ美東・秋吉台家族旅行村（ケビン・ログハウス） 秋吉台リフレッシュパーク・景清洞トロン温泉・古民家・美祢市宿屋グループなど
観光施設	秋芳洞・大正洞・景清洞・秋吉台サファリランド・秋吉台ロゲイニング・別府養鱒場 長登銅山文化交流館・美祢市歴史民俗資料館など
食事施設	秋芳洞商店会（安富屋・新高館・カルスター・台観望など観光協会会員）弁天会館

	秋吉台サファリランド・ログキッチンぷらすわん・サンセリテ・清風苑・みとう道の駅道の駅おふく・お食事所山村・その他弁当手配も含む
入浴施設	道の駅おふく・景清洞トロン温泉・天宿の杜桂月・カルストの湯・景清洞トロン温泉

《申請》

第5条 助成金申請書類の様式は別表第1号様式とし、関係書類とともに出発の30日前までに郵送又はメールにて提出すること。

《助成金交付の決定》

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否の決定を行い（別記第2号様式）、申請者に通知する。

《助成の条件及び特記事項》

第7条 助成金交付の目的を達するため、助成事業申請者（以下「申請者」という。）

は次の号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 虚偽の申請や報告がなされた場合及び申請書、実績報告書、添付書類等に著しい不備がある場合は、助成金の支払いを取り消すことがある。
- (2) 事業者が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。
- (3) 催行順に助成金の交付を行い、予算に達した時点で終了とする。
- (4) 期限までに関係書類が提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。申請者は、助成金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金変更（中止）届出書（別記様式第5号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

《実績報告書》

第8条 申請者は交付決定を受け、その催行が完了した日のあった月の全ての実績を、別記第3号様式により、催行終了後10日以内に報告を行なうものとする。なお、別記第4号様式による請求書、各施設利用の領収書「写しで可」を同時に郵送又はメールにて提出すること。

《助成金の交付》

第9条 前条の月次報告書の受領後、その内容を審査の上、助成金の額を決定し助成金を交付する。

附則

※この要綱は令和8年7月1日から施行する。